

日本医師会医師賠償責任保険制度  
産業医・学校医等の医師活動賠償責任補償の拡充

【背景】

平成26年に改正された労働安全衛生法にもとづく新たな健康管理制度としてストレスチェック制度が導入。面接指導等で産業医の役割が重要となる。

産業医活動に伴い新たな賠償（訴訟）リスクに対する補償の検討について会員から要望があることから、日本医師会医師賠償責任保険における補償の拡充を検討  
※実施責任主体は事業者であるが、従業員が産業医を直接訴える場合や、事業者からの求償の可能性もある。

【目的】

補償の拡充を図ることにより、日本医師会の会員が安心して産業医・学校医等の活動を行ない、また、その職責をつくすことにより、労働者の健康増進、学校保健に寄与することができる。

1. 補償拡充の概要

産業医・学校医等の活動（職務）に起因して発生した不測の事故について、会員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、補償（保険金の支払い）を行う。  
（弁護士費用等の争訟費用を含む）

2. 対象者 日本医師会A会員

3. 対象となる活動（職務）

法令によって定められた以下の職務（ ）内は根拠法令

- ①産業医（労働安全衛生法）
- ②健康管理医（国家公務員法）
- ③学校医（学校保健安全法）
- ④保育所等の嘱託医（児童福祉法）

4. 補償の限度額 1事故 1億円、保険期間中3億円（免責なし）

5. 開始時期 平成28年7月1日（予定）